



# 熊本県公報

号外 第25号  
令和8年(2026年)  
3月31日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

規 則		
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	1
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	1
○熊本県公共交通強化室設置規程	( 〃 )	12
○熊本県業務改革推進室設置規程	( 〃 )	13
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	13
○熊本県消防関係職員の服制及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令	( 〃 )	15

## 規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第18号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の欄中「主幹」を「専門監主幹」に改める。

附 則  
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課  
各地方出先機関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。  
第4条第7項中「部内局」の次に「（危機管理防災局を除く。）」を加え、同条中第29項を第30項とし、第25項から第28項までを1項ずつ繰り下げ、第24項の次に次の1項を加える。

25 課に専門監を置くことができる。  
第5条第8項中「調整、」を「調整及び」に改め、「事務」の次に「及び危機管理防災局務」を加え、同条中第27項を第28項とし、第23項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第22項の次に次の1項を加える。

23 専門監は、上司の命を受け、専門的な知識経験を要する特命事項及び特命の担当事務を処理する。

別表第1知事公室の項中

秘書課
広報課
危機管理防災課

を

危機管理

秘書課
広報課
防災局
危機管理課
防災推進課
消防保安課

に改め、同表総務部の項中

消防保安課
税務課

一」を「税務課」に改め、同表企画振興部の項中「デジタル戦略局」を「デジタル改革推進局」に、「システム改革課」を「デジタル県庁推進課」に改める。

別表第2の1の表知事決裁事項の欄第9項中「及び委員等の任免、委嘱及び解嘱」及び「(部内局長専決事項に該当するものを除く。)」を削り、同欄中第20項を第21項とし、第10項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 委員会、審議会、協議会等の委員等の任免、委嘱及び解嘱に関する方針の決定に関すること。

別表第2の1の表部内局長専決事項の欄第9項中「あらかじめ役職を指定して知事の承認を得た」を削り、「こと」の次に「(知事決裁事項に該当するものを除く。)」を加える。

別表第3の1の表秘書課の部第4項知事決裁事項の欄第1号中「叙位叙勲」を「春秋叙勲のうち事前協議」に改め、同項部(公室)長専決事項の欄に次の2号を加える。

1 春秋叙勲のうち上申に関すること。

2 高齢者叙勲、死亡叙勲及び叙位に関すること。

別表第3の1の表危機管理防災課の部を削り、国際・くまモン局の部の前に次のように加える。

危機管理防災局	危機管理課	1 危機管理に係る調整に関すること。	1 自衛隊に災害派遣を要請すること(防災推進課の分掌事務に係るものを除く。)	1 自衛隊への協力要請(災害派遣を除く。)に関すること(防災推進課の分掌事務に係るものを除く。)			
		2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の施行に関すること。	1 同法に基づく国民保護の措置の実施に係る要請に関すること。 2 同法に基づく他の都道府県知事への応援の要求に関すること。 3 同法に基づく市町村長の措置の代行に関すること。 4 同法に基づく県対策本部の設置に関するこ	1 同法に基づく指定地方公共機関及び避難施設の指定に関すること。 2 同法に基づく訓練の実施に関すること。			

			と。 5 同法に 基づく避 難の指示 及び解除 並びに退 避の指示 等に関す ること。 6 同法に 基づく緊 急通報の 発令に関 すること 。 7 同法に 基づく警 戒区域の 設定に関 すること 。					
		3 防災行政 無線及び水 防無線施設 の管理に関 すること。						
防災推 進課	1 災害対策 基本法（昭 和36年法 律第223 号）の施行 に関するこ と。	1 同法に 基づく県 災害対策 本部及び 県現地災 害対策本 部の設置 に関する こと。 2 同法に 基づく市 町村長の 措置の代 行に関す ること。 3 同法に 基づく要 避難者及 び被災住 民の受入 れに係る 他の都道 府県知事 との協議 に関する こと。 4 同法に		1 同法に 基づく指 定地方公 共機関の 指定に関 すること 。 2 同法に 基づく職 員の派遣 の要請又 はあつ旋 の求めに 関すること 。 3 同法に 基づく警 報の伝達 等のため の通信設 備の優先 利用等に 関すること 。 4 同法に 基づく応 急措置の				

			<p>基づく他の都道府県知事への応援の要求に関すること。</p>	<p>実施の要請又は求めに関すること。</p> <p>5 同法に基づく居住者、被災者等の運送の要請又は指示に関すること。</p> <p>6 同法に基づく応急措置に係る市町村長への指示又は求めに関すること。</p>			
		2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の施行に関すること。		<p>1 同法に基づく第一種事業所の新設に係る主務大臣への意見に関すること。</p> <p>2 同法に基づく第二種事業所の指定に関すること。</p>			
		3 自衛隊に関すること（隊員募集を除く。）。	1 自衛隊への災害派遣の要請に関すること。	1 自衛隊への協力要請（災害派遣を除く。）に関すること。			
消防保安課	1 消防に関すること。	1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条の規定による消防施設の強化拡充の		1 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8第3項の規定により消防設備士試験	1 消防法第22条第1項及び第2項の規定により市町村長に通報すること。	2 消防組	

			<p>助成をすること。</p> <p>2 同法第43条の規定により災害防御の措置に関して必要な指示をすること。</p> <p>3 同法第44条の規定により緊急消防援助隊の派遣を要請すること。</p>		<p>を実施すること。</p> <p>2 消防組織法第29条の規定による市町村相互間の連絡協調及び消防職員の人事交流のあつ旋に關すること。</p> <p>3 同法第29条の規定による指導（課長專決事項に該当するものを除く。）に關すること。</p> <p>4 同法第29条の規定による消防思想の普及宣伝に關すること。</p> <p>5 同法第29条の規定による消防に關する市街地の等級化に關すること（消防庁長官が指定する市に係るものを除く。）。</p> <p>6 同法第38条の規定による勧告、指導及び</p>	<p>織法第29条の規定による消防統計及び消防情報に關すること。</p> <p>3 同法第29条の規定による消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關すること。</p> <p>4 同法第29条の規定による市町村消防計画の作成の指導を行うこと。</p> <p>5 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条の規定による防火管理者講習会を実施すること。</p>		
--	--	--	---	--	--	--	--	--

				助言をすること。			
		2 危険物の規制に関すること。		1 消防法第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験を実施すること。	1 消防法第11条第5項及び第11条の2第1項の規定による危険物の製造所等の完成検査及び完成検査前検査をすること。		
		3 消防学校に関すること。		1 消防組織法第29条の規定による消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。 2 消防学校学生の募集に関すること。			
		4 電気（他課所掌のものを除く。）、ガス及び鉄砲火薬類に関すること。		1 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により製造保安責任者及び販売主任者の試験を実施すること。 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（	1 高圧ガス保安法第39条の規定による緊急措置をすること。 2 火薬類取締法第45条の規定による措置をすること。 3 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第171条及び第172条の		



長専決事項の欄第2号中「こと」の次に「(同法第22条第3項の登録を除く。)」を加える。  
 別表第3の3の表交通政策・統計局の部交通政策課の款第1項中「こと」の次に「(地域公共交通計画の進捗管理に限る。)」を加え、同項課長専決事項の欄第1号を削り、同款中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを削り、第8項を第3項とし、第9項を第4項とし、第10項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 公共交通強化室に関すること。						
(1) 総合交通対策に関すること(地域公共交通計画の進捗管理を除く。)				1 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(平成7年熊本県条例第16号)第27条第2項の規定に基づき、必要な指導及び助言をすること。		
(2) 交通結節拠点の開発促進に関すること。						
(3) 鉄道及び地方バスの整備促進に関すること(空港アクセス鉄道整備推進課の分掌事務に係るものを除く。)						
(4) 肥						

	<p>薩おれんじ鉄道株式会社による鉄道輸送の確保対策に関すること。</p>							
	<p>(5) 有明海自動車航送船組合に関すること。</p>			<p>1 有明海自動車航送船組合議会議員の推薦をすること。</p>				
	<p>(6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。</p>			<p>1 同法第22条第2項の規定に基づき、自動車運転代行業者に指示すること。 2 同法第23条第2項の規定に基づき、公安委員会に命令を要請すること。</p>	<p>1 同法に基づく公安委員会からの協議に対する同意に関すること。 2 同法第21条第2項の規定に基づき、自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査を行うこと。</p>			

別表第3の3の表デジタル戦略局の部中「デジタル戦略局」を「デジタル改革推進局」に改め、同部デジタル戦略推進課の款第2項中「デジタル戦略局長」を「デジタル改革推進局長」に改め、同部システム改革課の款中「システム改革課」を「デジタル県庁推進課」に改め、同款に次の1項を加える。

<p>2 業務改革推進室に関すること。</p>								
	<p>(1) 庁内の業務改革及びデジタル人材（デジタル技術</p>							

を積極的に活用できる人材をいう育成に係る取組の企画調整及び推進に関すること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第2項中「法律に規定する」を「法律に基づく」に改め、同款第12項中「児童の福祉」を「障害児の福祉」に改め、同款第13項中「(平成16年法律第167号)」の次に「及び高次脳機能障害者」とし、「(令和7年法律第96号)」を加え、同款第15項中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(」を「障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(」に改め、同款第18項中「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(」を「手話に関する施策の推進に関する法律(令和7年法律第78号)及び熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(」に改め、同款に次の1項を加える。

24 自殺対策に関すること。

別表第3の4の表健康局の部医療政策課の款第6項部(公室)長専決事項の欄第1号中「、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所」を削り、同項部内局長専決事項の欄第6号中「、歯科技工士」を削り、同項課長専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号中「、歯科医師」及び「、歯科技工士」を削り、同号を同欄第6号とし、同欄第7号中「、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所」を削り、同号を同欄第7号とし、同欄第8号中「、歯科衛生士養成所、歯科技工士養成所」を削り、同号を同欄第9号及び第10号を1号ずつ繰り上げる。

別表第3の4の表健康局の部国保・高齢者医療課の款第1項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 同法第87条第1項に規定する審査委員会の委員の委嘱及び解嘱に関すること。  
別表第3の4の表健康局の部健康づくり推進課の款に次の1項を加える。

13 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること。

1 歯科衛生士養成所又は歯科技工士養成所を指定し、又は指定を取り消すこと。

1 歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止について厚生労働大臣に具申すること。

1 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第5項に規定する意見の聴取及び同条第11項(同法第7条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する聴取

				<p>に關すること。</p> <p>2 齒科醫師の免許申請書を厚生労働大臣に達すること。</p> <p>3 齒科衛生士養成所又は齒科技工士養成所の養成施設の運営を指導すること。</p> <p>4 齒科衛生士養成所又は齒科技工士の養成所の学則等の変更を承認すること。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

別表第3の6の表商工雇用創生局の部商工振興金融課の款第14項中「7月豪雨」の次に「若しくは令和7年8月豪雨」を加え、同表産業振興局の部産業支援課の款第5項中「下請振興」を「受託中小企業の振興」に改める。

別表第3の8の表農村振興局の部農村計画課の款第1項知事決裁事項の欄第1号中「第85条に基づく国営土地改良事業申請書の進達」を「第86条に基づく国営土地改良事業施行申請の適否決定」に改め、同項課長専決事項の欄第2号を削る。

別表第3の8の表水産局の部水産振興課の款第13項を次のように改める。

13 熊本の県産あさりの流通及び販売の拡大を図ることに資する製造及び推進に関すること。

別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第16項中「マンションの建て替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改め、同項部内局長専決事項の欄第3号中「第102条第2項」を「第163条の56第2項」に改め、同項課長専決事項の欄第4号中「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同部住宅課の款第10項中「マンションの管理の適正化の推進」を「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の施行」に改め、同項部内局長専決事項欄に次の6号を加える。

- 1 同法第5条の14の規定によるマンションの管理計画の認定に関すること。
  - 2 同法第5条の16の規定によるマンションの管理計画の更新に関すること。
  - 3 同法第5条の17の規定によるマンションの管理計画の変更に関すること。
  - 4 同法第5条の18の規定による管理計画認定マンションの管理の状況についての報告の徴収に関すること。
  - 5 同法第5条の19の規定による改善命令に関すること。
  - 6 同法第5条の20の規定による管理計画認定の取消しに関すること。
- 別表第3の9の表建築住宅局の部住宅課の款第13項部（公室）長専決事項の欄第1号

中「第10項」を「第11項」に改め、同欄第4号中「第40条」を「第59条」に改め、同欄第5号中「第50条第1項」を「第70条第1項及び第2項」に改め、同号を同欄第6号とし、同欄第4号の次に次の1号を加える。

5 同法第61条第1項の規定による支援法人の変更に関する事。同欄第8号中「第48条」を「第68条」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第7号中「第44条第3項」を「第64条第4項」に改め、「業務規程」の次に「及び残置物処理等業務規程」を加え、同号を同欄第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

9 同法第64条第3項の規定による支援法人の債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の9の表に「第64条第1項」に改め、「業務規程」の次に「及び残置物処理等業務規程」を加え、同号を同欄第8号とし、同欄第5号中「第43条第1項」を「第63条第1項」に改め、同号を同欄第7号とし、同欄第4号の次に次の2号を加える。

5 同法第55条の規定による改善命令に関する事。

6 同法第56条第1項及び第2項の規定による計画の認定の取消しに関する事。

別表第3の9の表「建築住宅局の部住宅課の款第13項課長専決事項の欄第11号中「第49条」を「第69条」に、「検査等」を「立入検査」に改め、同号を同欄第17号とし、同欄第10号中「第45条第1項」を「第55条第1項」に改め、同号を同欄第16号とし、同欄第9号中「第41条第1項」を「第61条第2項」に改め、同号を同欄第15号とし、同欄第8号の次に次の6号を加える。

9 同法第40条第1項の規定による居住安定援助計画の認定に関する事。

10 同法第44条第1項の規定による居住安定援助計画の変更に関する事。

11 同法第44条第3項の規定による居住安定援助計画の廃止に関する事。

12 同法第45条の規定による地位の承継に関する事。

13 同法第50条の規定による専用賃貸住宅の目的外使用に関する事。

14 同法第54条の規定による認定事業者又は管理受託者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事。

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 熊本県あさり流通企画室設置規程（令和5年熊本県訓令第5号）は、廃止する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課  
各地方出先機関

熊本県公共交通強化室設置規程を次のように定める。  
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

熊本県公共交通強化室設置規程

（設置）

第1条 公共交通の供給力強化及び利便性の向上並びに交通空白の解消に係る取組を推進するため、企画振興部交通政策・統計局交通政策課に公共交通強化室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合交通対策に関する事（地域公共交通計画の進捗管理を除く。）。
- (2) 交通結節拠点の開発促進に関する事。
- (3) 鉄道及び地方バスの整備促進に関する事（企画振興部交通政策・統計局空港アクセス鉄道整備推進課の分掌事務に係るものを除く。）。
- (4) 肥薩おれんじ鉄道株式会社による鉄道輸送の確保対策に関する事。
- (5) 有明海自動車航送船組合に関する事。
- (6) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関する事。

（職員）

- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

- 第4条 室長は、企画振興部交通政策・統計局交通政策課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

（専決及び代決）

- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第甲第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部交通政策・統計局交通政策課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、企画振興部交通政策・統計局交通政策課長が不在のと

- きは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部交通政策・統計局交通政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、企画振興部交通政策・統計局交通政策課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課  
各地方出先機関

熊本県業務改革推進室設置規程を次のように定める。  
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

- 熊本県業務改革推進室設置規程  
(設置)
- 第1条 庁内の業務改革及びデジタル人材（デジタル技術を積極的に活用できる人材をいう。）の育成に係る取組を推進するため、企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課に業務改革推進室（以下「室」という。）を置く。
- (分掌事務)
- 第2条 室の分掌事務は、前条に規定する取組の企画、調整及び推進に関することとする。
- (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。
- (職務)
- 第4条 室長は、企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課長が専決する。
- 2 前項の課長専決事項について、企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課長が指定した事項については、室長が専決することができる。
- (庶務)
- 第6条 室の庶務は、企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課において行う。
- (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第7号

本庁各部（公室・局）課  
各地方出先機関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和8年3月31日

熊本県知事 木村敬

- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。
- 第5条第16項及び第6条第27項中「及び総務出納課」を「、総務出納課及び総務課」に改める。
- 第10条第4項中「第16号から第28号まで」を「第15号から第27号まで」に、「第32号から第41号まで及び第43号」を「第31号から第40号まで及び第42号」に改め、同項第7号ア中「第31条の2第2項第11号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に改め、同号イ中「第31条の2第2項第12号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に改め、同号ロ中「第62条の3第4項第12号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同

項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第43号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条の2中「同条第4項第29号から第31号まで」を「同条第4項第28号から第30号まで」に改める。

第22条第1項第15号及び第16号中「8,000万円」を「1億2,000万円」に改め、「道路」の次に「及び河川」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項第8号中「道路」の次に「及び河川」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第69条第5項第1号中「第10条第4項第1号から第15号及び第29号から第31号まで」を「第10条第4項第1号から第14号まで及び第28号から第30号まで」に改める。

第102条第2項中「総務課」と」の次に「、第25条中「又は総務振興課長」とあるのは、「、振興課長又は総務課長」と」を加える。

第106条第2項中「又は総務振興課長」を「、振興課長又は総務課長」に改める。

第108条の見出し中「総務振興課長」を「振興課長」に改める。

第128条中「第10条第4項第29号から第31号まで」を「第10条第4項第28号から第30号まで」に改める。

第138条中「総務課」と」の次に「、第25条中「又は総務振興課長」とあるのは、「、振興課長又は総務課長」と」を加える。

第142条第2項中「又は総務振興課長」を「、振興課長又は総務課長」に改める。

第144条の見出し中「総務振興課長」を「振興課長」に改める。

第164条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、第24条第2項中「総務振興課」とあるのは、「復興・地域振興課及び総務課」と、第25条中「又は総務振興課長」とあるのは、「、復興・地域振興課長又は総務課長」と読み替えるものとする。

第168条第2項中「又は総務振興課長」を「、復興・地域振興課長又は総務課長」に改める。

第170条（見出しを含む。）中「総務振興課長」を「復興・地域振興課長」に改める。

第173条中「第10条第4項第29号から第31号まで」を「第10条第4項第28号から第30号まで」に改める。

別表第1 県央広域本部の項中「街路・区画整理用地課」を「用地課」に改め、

「街路工  
区画整  
務課」

「務課  
理工」を「工務課」に改める。

別表第2 県央広域本部宇城地域振興局の項中「工務課」を「工務課  
災害工務課」に、同表

県南広域本部球磨地域振興局の項中「総務振興課」を「復興・地域  
振興課  
総務課」に改める。

別表第3 総務部の部課税第一課の項及び課税第二課の項分掌事務の欄中第3号を削り、同表土木部の部用地課の項分掌事務の欄中「区画整理事業」を「土地区画整理事業」に改め、同部街路・区画整理用地課の項課の欄中「街路・区画整理用地課」を「用地課」に改め、同項分掌事務の欄中「区画整理事業」を「土地区画整理事業」に改め、同部街路工務課の項を削り、同部区画整理工務課の項課の欄中「区画整理工務課」を「工務課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「区画整理事業」を「街路事業及び土地区画整理事業」に改め、同欄第4号中「区画整理工務課」を「工務課」に改める。

別表第4 土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第17号中「に係る建設工事」の次に「（令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事を除く。）」を加え、「次号及び」を「次号から」に改め、同欄第19号中「補助工事」の次に「（令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事を除く。）」を加え、同部工務課の項分掌事務の欄第1号中「に係る建設工事」の次に「並びに令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事を除く。」を加え、「以下の表」を「次号、第4号及び第5号」に改め、同欄第3号中「補助工事」の次に「（令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事を除く。次号において同じ。）」を加え、同部に次のように加える。

災害工務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設工事（令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事に限る。以下この表において同じ。）の計画調整、調査、設計及び監督に関すること。</li> <li>2 建設工事の総合評価方式による入札に関すること（落札者決定基準に係るものに限る。）。</li> <li>3 国費又は県費による補助工事（令和7年8月豪雨による災害に起因する改良復旧建設工事に限る。次号において同じ。）に関すること。</li> <li>4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関すること。</li> </ol>
-------	---

	5 建設工事の受託施行に関すること。
--	--------------------

別表第8 総務部の部課税課の項分掌事務の欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。  
 別表第13 総務部の部課税課の項分掌事務の欄中第3号を削り、第4号を第3号とする。  
 別表第16 総務振興課の項の前に次のように加える。

復興・地域 振興課	1 地域振興局の施策及び事業の全体調整に関すること。
	2 地域づくり又は観光に係る施策及び事業の企画、調整並びに推進に関すること。
	3 文化行政に係る施策の調整に関すること。
	4 商工業の振興に関すること。
	5 労働に係る関係機関との連携及び支援に関すること。
	6 市町村その他地方公共団体の行財政に関する連絡調整に関すること。

別表第16 総務振興課の項課の欄中「総務振興課」を「総務課」に改め、同項分掌事務の欄中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号から第18号までを削り、第19号を第13号とし、第20号から第23号までを6号ずつ繰り上げる。

別表第17 総務部の部税務課の項分掌事務の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課  
各地方出先機関

熊本県消防関係職員の服制及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

熊本県知事 木 村 敬

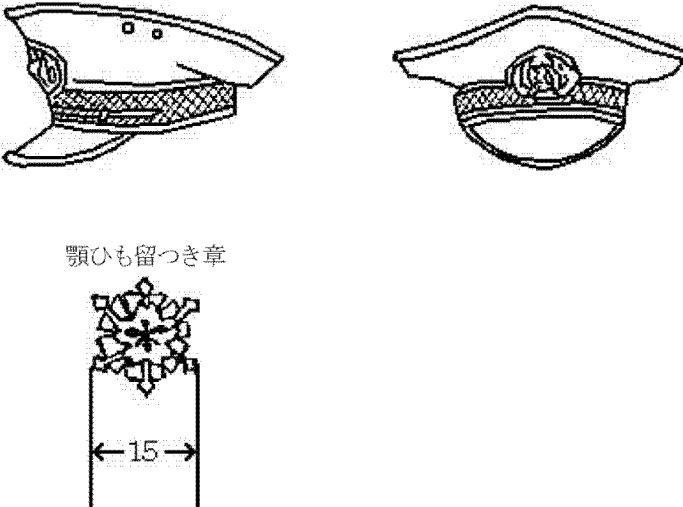

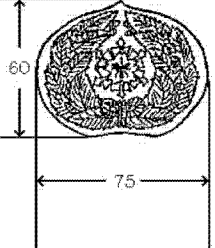
熊本県消防関係職員の服制及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令（熊本県消防関係職員の服制及び被服類の貸与に関する規程（昭和38年熊本県訓令甲第51号）の一部を次のように改正する。

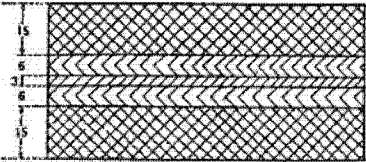
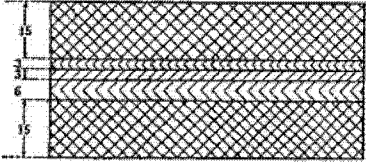
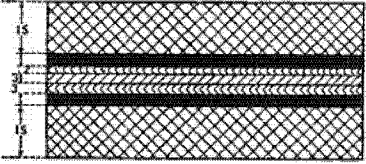
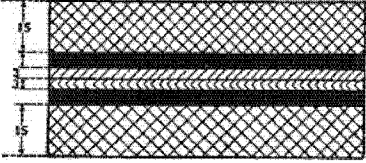
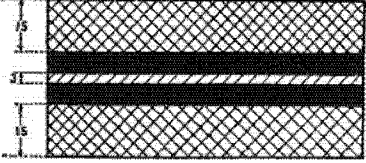
第7条第2号中「総務部長及び市町村・税務局長」を「知事公室長及び危機管理監」に改める。

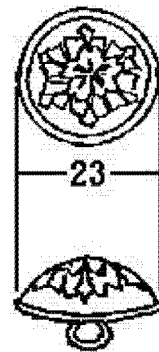
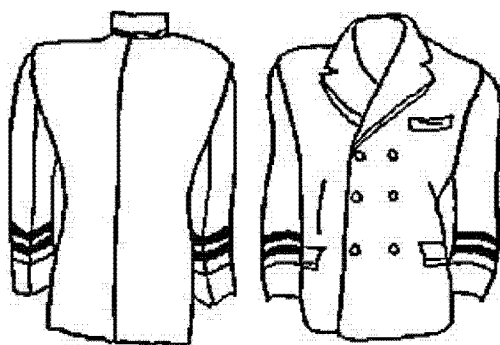
第12条中「うえ」を「上」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第3条関係)

被服類	適用	
制帽	地質	濃紺色の毛織物とする。
	製式	<p>男性</p> <p>円形とし、黒色の革製前ひさし及び黒色の革製の顎ひもをつける。ひもの両端は、帽の両側において消防き章をつけた金色ボタン各1個で留める。</p> <p>制帽の形状並びに顎ひも留め消防き章の形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>顎ひも留つき章</p> <p>←15→</p> </div> <p>女性</p> <p>円形つば型とする。</p> <p>形状は、次の図のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
帽章	<p>金色金属消防き章をモール製金色桜で囲む。台地は、黒又は濃紺の毛織物とする。</p> <p>形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>60</p> <p>75</p> </div>	
帽帯	<p>帽の周囲には、黒色斜子縁及び蛇腹組金線をつける。</p> <p>形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p>	

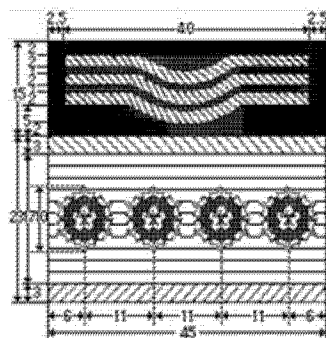
				 <p>知事 副知事 知事公室長 危機管理監 広域本部長、副本部長 広域本部地域振興局長</p>
				 <p>消防保安課長 消防学校長 広域本部長 広域本部地域振興局次長、部長</p>
				 <p>消防保安課課長補佐 消防学校副校長 消防学校主幹 広域本部課長 広域本部地域振興局課長</p>
				 <p>本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。）、主幹、参事 消防学校参事 広域本部課長補佐、主幹、参事 広域本部地域振興局課長補佐、主幹、参事</p>
				 <p>主事 教官</p>
作業帽子				濃紺色のもので、形状は、別に定める。
ヘルメット				白色の樹脂製とする。
冬服	上衣	地質		濃紺色の毛織物とする。
		製式	前面	男性



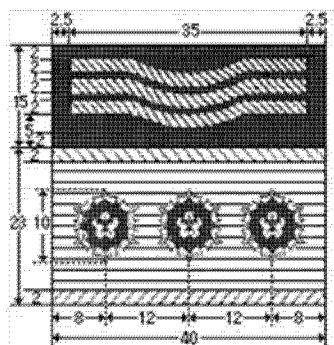
女性 打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。

胸章

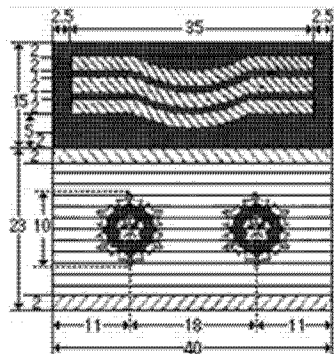
黒色の台地に、上下両縁に金色の刺しゅうを施し、中央に平織金線及び銀色消防き章を付けた職名章を右胸部に付け、黒色の台地に流水形の銀モール3本を付した消防関係職員章を職名章の上部に付ける。  
形状及び寸法は、次の図のとおりとする。



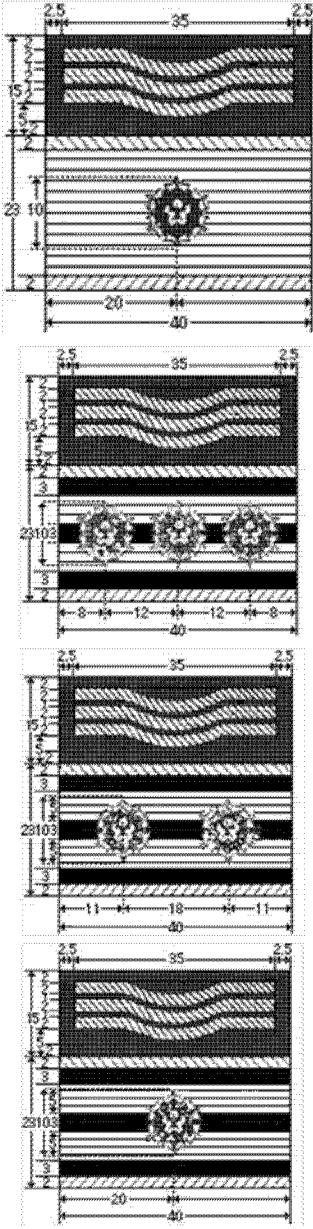
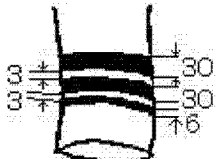
知事



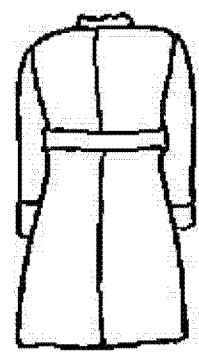

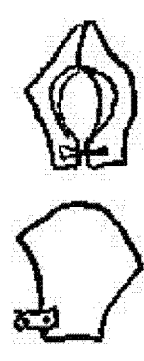
副知事



知事公室長  
危機管理監  
広域本部長、副本部長  
広域本部地域振興局長

			 <p>消防保安課長 消防学校長 広域本部部長 広域本部地域振興局次長、部長</p> <p>消防保安課課長補佐 消防学校副校長 消防学校主幹 広域本部課長 広域本部地域振興局課長</p> <p>本庁課長補佐（消防保安課課長補佐を除く。） 主幹、参事 消防学校参事 広域本部課長補佐、主幹、参事 広域本部地域振興局課長補佐、主幹、参事</p> <p>主事 教官</p>
	袖章		<p>幅30ミリメートルの黒色しま織線2条及び幅6ミリメートルの蛇腹組金線1条を表半面にまとう。 形状及び寸法は、次の図のとおりとする。</p> 
下衣	地質		上衣と同様とする。
	製式	男性	<p>長ズボンとし、両もも及び右側後方に各1個のポケットを付ける。 形状は、次の図のとおりとする。</p>

				
			女性	<p>長ズボン、スカート又はキュロットスカートとする。 形状は、次の図のとおりとする。</p> <p>キュロットスカート                      スカート</p>  
夏服	上衣	地質		淡青色の布とする。
		製式	前面	男性
			女性	打合わせを右上前とするほかは、男性と同様とする。
	下衣	地質		濃紺色の布とする。
		製式		冬服ズボンと同様とする。
盛夏簡衣				上衣の形状は、夏服に準じ、半袖とする。下衣は、夏服と同様とする。
活動服				紺色とする。 形状は、作業に適したものとし、別に定める。
外とう		地質		濃紺色の毛織物とする。

製式	<p>開襟剣襟とする。                  胸部は、二重とし、消防き章をつけた金色ボタン各3個を2行に付ける。                  ポケットは、左右各1個とし、蓋を付ける。                  背部に幅60ミリメートルの背帯を付ける。                  襟部に頭巾留めの黒色ボタン5個を付け、頭巾に鼻覆い1個及び黒色ボタン3個を付ける。                  袖に冬服に準ずる袖章を付ける。                  形状は、次の図のとおりとする。                  なお、ブルゾンをもって、これに代えることができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> <div data-bbox="638 660 837 1064"> <p>後面</p>  </div> <div data-bbox="893 660 1109 1064"> <p>前面</p>  </div> <div data-bbox="1204 660 1348 1064"> <p>頭巾</p>  </div> </div>
雨衣	色及び形状は、別に定める。
ワイシャツ	白色とする。
半袖シャツ	濃紺色又は黒色とする。
作業着	紺色の無地の布で形状は作業に適したものを別に定める。
ネクタイ	濃紺色とする。
手袋	白色とする。
靴	黒色又は茶色の革製品とし長短適宜とする。ただし、安全靴は黒色革製品の編み上げ式、作業靴は白色又は黒色とする。

備考 単位は、ミリメートルとする。

別表第2中「ズボン」を「下衣」に改め、同表体操着の項を削る。  
別記第1号様式中「㊤」を削る。

別記第2号様式中「

印
受領 返納

」を「

受領	返納
----	----

」に改める。

別記第3号様式中「印」を削る。

別記第4号様式中「㊤」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。